



# 工事管理の適正化について（通知）

技術基準の種類：入札・契約  
通知日：平成5年12月21日

発管号外  
平成5年12月21日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

## 工事管理の適正化について（通知）

平成5年12月1日付、入札手続等改善検討委員会の中間報告において「公共事業の適正な執行を図るためには、その運用を行う事はもとより、業界の指導等についても積極的に取り組んでいく必要がある。」とあります。ついては、「工事現場に選任される現場代理人と主任技術者の在り方」と「一括下請負の禁止」について充分認識していただき、適正な工事執行に努めてください。

## 工事管理の適正化について

# 工事管理の適正化について

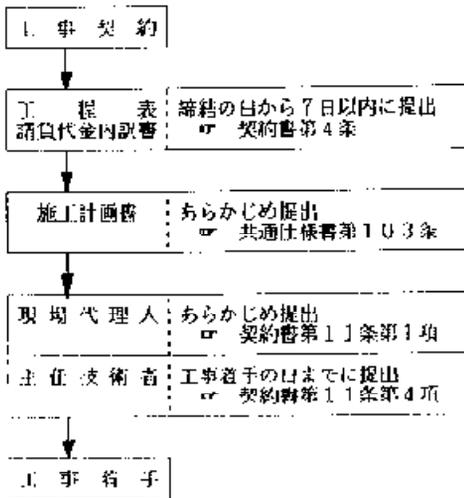
### 1 趣旨

土木・建築工事は、屋外という特殊条件下で生産され、その適正な実施のため、通常の施工管理（工事・交通・地元調整等）を十分に実施する必要があります。そして、工事の適切な施工のため、施工業者にとっては、現場代理人・主任技術者を選任することとしています。また、建設産業の健全な発展を促進するため、平成4年度から平成6年度までの3ヶ年に重点的に実施すべき行動計画を示した「第2次構造改善推進プログラム」を策定し、このプログラムの中で、技術と経営に優れた企業を育成するための重点課題として、

不良不適格業者の排除 □ 一括下請負の禁止

を取り上げています。そこで、適切な工事管理のあり方についての解説を以下のとおり行うものとする。

### 2 現場代理人・主任技術者の通知フロー



### 3 現場代理人・主任技術者の役割

現場代理人	主任技術者
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場に常駐し、運営、取締り、工事の施工および契約的関係事務に関して一切の事項を処理する</li> <li>①作業期間中、工事現場に滞在               <ul style="list-style-type: none"> <li>監督員との連絡に支障をきたさない</li> </ul> </li> <li>②労務管理、工程管理、安全管理、工事現場の風紀管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる</li> <li>①施工計画を作成</li> <li>②具体的な工程管理</li> <li>③工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理</li> <li>④工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理</li> </ul> <p>現場代理人、主任技術者、専門技術者は兼務できる。</p>

### 4 監理技術者の配属模式図

建設業の許可の種類	特 定 建 設 業		
建設工事の内容	指定建設業（土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業）に係る建設工事で、技術者の専任が必要なもの		
下請契約の合計額	2,000万円（建設工事の場合3,000万円以上）	2,000万円（建設工事の場合3,000万円以上）	
監督の種別	監理技術者	主任技術者	
工事の発注者	国・地方公共団体等	左記以外	問 わ ず
資格者証の必要性	必要	不 要	不 要

### 5 公共工事における技術者の配属

公共性のある工事で、工事1件の請負金額が1,500万円以上の場合（建築1式工事の場合3,000万円以上）
↓
工事現場ごとに、専任の主任技術者または監理技術者が必要である。
①公共性のある工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体の発注する工事</li> <li>鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共的工作物の工事</li> <li>学校、事務所のように多数の人が利用する施設の工事</li> </ul>
②専任 <ul style="list-style-type: none"> <li>「他の工事の主任技術者または監理技術者との兼任を認めない」</li> <li>常時継続的に工事現場に置かれている。</li> <li>密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が施工する時は、例外的に、1人の主任技術者が管理することができる。</li> </ul>

資格者証が必要となる工事 □ 監理技術者 □ 建設工事の施工で下請負人を適切に指導、監督する総合的な機能

発管号外  
昭和56年7月20日

部内各課長殿  
各土木出張所長殿  
鳥取港湾事務所長殿  
米子都市開発事務所長殿  
賀祥ダム建設事務所長殿  
中国横断自動車道用地事務所長殿

土木部長

植栽工事特記仕様書について（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、昭和56年6月20日付管第515号「植栽工事における割増積算について」の適用に当たっては設計図書に添付し遺憾のないようにしてください。

植栽工事特記仕様書

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡し後、1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と請負者とが立会いの上行うものとする。  
ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により、流失、折損、倒木した場合はこの限りでない。  
植替え時期については、発注者と協議するものとする。
- 2 この契約における樹木等とは以下とする。  
.....